

生活のきまり

第1 登校時刻と部活動等の下校時刻

(1) 登校時刻・遅刻・早退について

- ① 授業のある日は7:30～8:05までに教室に入る。
- ② 遅刻は、8:05のチャイムの鳴り終わりまでに入室していない生徒が記録される。
- ③ 早退は、授業の途中で下校する生徒が記録される。

(2) 下校・部活動の下校時刻

- ① 帰りの会終了後速やかに下校する。
- ② 生徒会活動や部活動等での下校時刻は別途規定の時刻とする。

第2 学校生活

(1) 服装について

A [学校指定の制服]

- ① 制服は冬服・夏服ともに原則としてⅠ型、Ⅱ型から選択する。

冬服Ⅰ型：上は詰襟学生服、下はスラックス

冬服Ⅱ型：上はセーラー服（白線1本入り、胸当て付き）、下はスカート

夏服Ⅰ型：上は校章入りの開襟シャツ、下はスラックス

夏服Ⅱ型：上はセーラー服（白線3本入り、襟は紺色）、下はスカート

合服Ⅰ型：校章入り長そで白カッターシャツ。下はスラックス（左上に校章付き）。

合服Ⅱ型：白色の長袖、校章付きセーラー服。襟は紺色、白線3本入り胸当てつき。ネクタイは紺色の蝶々形。紺色のスカート。

- ② Ⅰ型のスラックスは原則として校章付きのものとする。校章付きでないものは、生徒指導担当の確認を得て着用する。ベルトは1段穴で、色は黒を基調としたものとする。

- ③ 衣替えは、各個人で判断して行う。但し、制服の下に着るものについては、以下のとおり。

冬服Ⅰ型：カッターシャツを必ず着用する。

ただし、寒いときは白、黒、紺、茶、灰色を基調とした無地（それに近ければよい）のトレーナー、セーターを着用する。

冬服Ⅱ型：白、黒、紺、茶、灰色を基調とした無地（それに近ければよい）のトレーナー、セーターを着用する。

- ④ Ⅱ型のスカーフ、リボンは常に結んでおく。
- ⑤ スカート丈は、ひざが見えない程度とする。
- ⑥ 休日や長期休業中に部活動等で登下校する際も、制服または学校指定の体操服・防寒具・ユニフォームを着用する。

※Ⅰ、Ⅱ型以外の制服を使用する場合は保護者から学校にご相談ください。

B [通学靴と靴下]

- ① 通学靴は白もしくは黒の運動靴で、保健体育等で使用できるものとする。
- ② 白又は黒の靴下を着用する。ワンポイントまでよいが小さめのものとする。長さはひざまでのものを着用する。寒いときには黒色又はベージュ色のタイツを着用する。

C [防寒具]

防寒着や手袋、マフラー等の色の指定はない。防寒着については学校指定のものでなくてよく、校舎内での着用も認める。

D [給食配膳時の服装]

- ① 給食時、当番は帽子、エプロン、マスクを衛生面から必ず着用して配膳する。

(2) 頭髪・眉について

① 基本、手を加えない自然な髪、眉。

② 髪の長さは、健康と安全面に配慮する。具体的には以下のとおり。

前髪は目にかからないようにする。後ろ髪は、襟にかからないようにし、かかるようであれば、切るか、ゴムで結ぶ（ゴムの色は、黒、紺、茶色を基調としたもの）。髪を結ぶ場合は、自転車通学でヘルメットを着用することからも耳より低い位置で結ぶ。自転車乗車時以外はこの限りでない。また、必要に応じて横髪を留める。ピンの色は黒を基調としたものを使う。

③ 整髪料使用、染色、脱色、眉の加工などがあれば個別指導があり、保護者に連絡がある。また、必要に応じて継続的な指導・観察が行われる。

(3) 持ち物について

① 持ち物（スリッパ、通学靴、体操服など）には取り間違いの場合に備えて必ず記名する。

② くし、鏡などは持ち歩かず使う場所と場面を考える。

③ リップクリーム、ハンドクリーム、日焼け止めクリームなどは、無色・無臭のものを使用する。

④ 制汗剤は無香料とする。

⑤ タオルは首にかけたり、手に持ったりしたままにせず、手洗い、汗ふきなどで使う。また、熱中症予防の観点から夏場の集会等で使用する。

(4) バッグ類・学習用具について

① 教科書類はスリーウェイバッグに入れ、必要に応じて自転車の荷台後ろに荷ひもでくくりつける。その他の用具等はスポーツバッグに入れて持っていく

る。

- ② 家庭学習のためにも、置き道具を認められたもの以外の学習用具は、原則として持ち帰る。
- ③ スリーウェイバッグとスポーツバッグにつけるキーホルダーは目印の役目を果たすため、持ち運びのじゃまにならないよう、こぶし程度の大きさのものを1つつけることができる。

(5) 不要物について

- ① おかしやマンガ本、雑誌、ゲームなど学校に不要なものは持ってこない。見つかり次第預ける（原則として保護者に返される）。CDなどを授業や放送用に持参した場合は、担任等に申し出る。
- ② 原則として、個人の情報端末（スマートフォン等）は持ちこまない。

(6) 登下校・自転車通学等について

- ① 登下校時は通学路を通行する。
- ② 登下校時に限らず自転車に乗る時は、並進（自転車通行可の歩道も）・二人乗りをせず常にヘルメットを着用し、交通ルールを守る。寄り道やコンビニ等での買い食いなどをせずに自宅にまっすぐ帰る。

※自転車は、ライト、ベル、反射鏡、後部荷台、両足スタンド装備のものとする。安全運転の観点からドロップ型・カマキリ型のハンドルやプラスチックホイールのものは不可とする。また、ギアは6段以下とし、マウンテンバイク、サイクリング用自転車は不可とする。

(7) 職員室、事務室、校長室の入室等について

- ① 室内には業務上の資料があるため生徒の入室を制限する。
原則、入ることができません。

- ② 室内にいる職員に用事がある時は、出入口のドアをノックし用件を伝える。
職員室では鍵の借り受けは東側出入口とし、その他の用事は西側出入口とする。

③ 用件の伝達方法

【鍵、物品の借り受け】

「失礼します。△部の□□です。◎◎のカギを借りに来ました。借りてもいいですか。」

「失礼します。△部の□□です。◎◎のカギを返しに来ました。」

近くの職員に了解を得る。また、紛失防止のため借りた人が返却する。

【その他の用事】

「失礼します。○年△組の☆☆です。◇先生に用事があります。」

◇先生はいらっしゃいますか。」

- ④ 入室の許可が出た時は、速やかに用件を済ませる。会議中は用事を伝えることを差し控える。緊急時はこの限りではない。
- ⑤ 入退室時には、マナーとして「失礼します」「失礼しました」とあいさつをする。

第3 学校以外での生活

(1) 外出について

- ① 外出の際は、犯罪被害防止・健全育成の観点から、清潔感があり、派手さを避けた服装を心がけよう。また、防犯ブザーを携帯し、明るいうちに帰宅するようにしよう（日没時刻を目途とする）。
- ② 保護者同伴以外は夜間外出・外泊を絶対にしないようにしよう。
- ③ ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、まんが喫茶、映画館、ボウリング場などの遊技場に行く場合は、保護者同伴が望ましい。生徒同士で行く場合は、保護者の許可を得る。

(2) 事故・問題行動の防止について

- ① 情報端末（スマートフォン等）は、情報モラル等を十分に学習した上で、フィルタリングを施し保護者にその利用状況を正確に把握し管理してもらおう。
- ② 安全確保の観点から自転車に乗るときは常にヘルメットを着用する。
- ③ 保護者もしくは責任ある指導者が同伴して行うことが望ましいこと。
 - ・海水浴・登山・キャンプ・スキーなど
 - ・花火
- ④ 注意が必要な行動と法律や条例等で禁止されている行動。
(処罰の対象となることがあります。)
 - ・様々な事案が発生している状況があることから、インターネットやメール、SNS等で知り合った見知らぬ人と連絡を取ったり会ったりしないこと。
 - ・バイク・自動車などの運転。
 - ・飲酒・喫煙・有害な薬物使用の行為
 - ・刃物、モデルガン（エアガン等）等の所持と危険な玩具での遊び。
 - ・情報端末等でのわいせつな画像の所持、有害図書・ビデオ等の視聴。
 - ・危険な場所での遊泳や釣り、スケートボード。
 - ・友人間での物の売買（CDやゲームソフト等）
 - ・火遊び（激しい音の出る爆竹やロケット花火を含む）

第4 その他

- (1) 登下校時等に事故が発生した場合や不審者に遭遇した場合は、子ども110番の家に駆けこんだり、その場を離れたりする等まず安全を確保し、すぐ警察（110番）や救急（119番）に通報し、その後、学校へ連絡する。
(電話 0952-52-2529)
- (2) アルバイトは禁止する。必要な場合には学級担任を通じ、校長の承認を受ける。

- (3) 旅行などで学生割引証を利用申請する場合は、生徒証明書持参の上、担任をとおして事務室の先生に申し出る。

附則 令和6年4月1日施行

令和7年4月1日一部改定

令和8年4月1日一部改定